

# 役員等報酬規程

伸 生 会

# 社会福祉法人伸生会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伸生会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事及び相談役をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とし、原則、一定時間勤務する者及び相談役をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外のものをいう。
- (4) 内部理事とは、理事のうち、平均週3日程度、法人で勤務するものをいう。
- (5) 常務理事とは、理事のうち、理事会で選任されたものをいう。

## (常勤の役員の報酬)

第3条 理事長・内部理事及び相談役が、法人及び施設の運営のための業務を行う場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 施設職員を兼務する理事長及び常務理事が、法人及び施設の運営のための業務を行う場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

## (非常勤の役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤の役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席したときは、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

- 2 非常勤の理事が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 3 評議員が法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 4 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。
- 5 交通費は、実費を支給する。

## (理事の報酬総額)

第5条 理事の報酬総額は、新年度予算の法人事業収入総額の6%以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。

## (監事の報酬総額)

第6条 監事の報酬総額は、各年度360,000円以内とし、これを超えない範囲にて支給されるものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給は、毎月15日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は職員給与規程第3条の規定に準じて支給する。)
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

- 第8条 役員及び評議員が、法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けて出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 宿泊費等は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払、出張終了後精算することができる。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改正)

- 第11条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成22年11月18日より施行する。

この規程は、平成24年10月1日より施行する。

この規程は、平成28年10月15日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月10日より施行する。

この規程は、平成30年3月24日より施行する。

平成30年4月1日改正(第5条及び2、別表3)

平成31年4月1日改正(第2条、第7条追加、第8条4、別表1、別表2、別表3、別表4)

令和4年9月1日改正(第9条、別表3)

令和5年4月1日改正(第1条から第8条、別表1から別表3)

令和6年6月1日改正(別表1、別表3)

令和7年6月1日改正(第5条、第6条の追加)

別表1（常勤の役員の報酬）

名 称	報 酉 月 額	勤 務 形 態
理事長報酬	800,000円	平均週3日
内部理事報酬	300,000円	平均週3日
相談役	50,000円	毎月1回 その他理事長が必要とした時
理事長（職員兼務）	150,000円	
常務理事（職員兼務）	100,000円	

別表2（非常勤の役員及び評議員の報酬）

名 称	報 酉 日 額	交通費
理事会出席報酬等	10,000円	実費
評議員会出席報酬等	10,000円	実費
理事及び評議員業務報酬等	10,000円	実費
監事監査指導報酬等	10,000円	実費

\*同日に開催される場合は1日とする。

別表3（出張旅費）

旅 費	宿 泊 費 等	報酬（1日当たり）	そ の 他
実費	20,000円	7,000円	実費